

## 養老町第一回臨時会会議録

平成三十年第一回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

### ○議事日程（平成三十年五月十六日第一日）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 諸般の報告
- 日程第四 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第五 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第六 専決処分の承認について（養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例等の一部を改正する条例）
- 日程第七 専決処分の承認について（養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 日程第八 専決処分の承認について（養老町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 日程第九 承認第六号 専決処分の承認について（平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計の繰入

- 日程第十 承認第七号 専決処分の承認について（平成二十九年養老町一般会計補正予算（第七号））
- 日程第十一 承認第八号 専決処分の承認について（平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第三号））
- 日程第十二 同意第五号 固定資産評価員の選任同意について
- 日程第十三 議案第四十三号 高田中学校空調設備改修工事請負契約の締結について
- 日程第十四 議案第四十四号 東部中学校空調設備改修工事請負契約の締結について
- 日程第十五 議案第四十五号 上多度公民館新築工事請負契約の締結について
- 日程第十六 選任第二号 常任委員会委員の選任について
- 日程第十七 選任第三号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第十八 選任第四号 議会改革特別委員会委員の選任について
- 日程第十九 選任第五号 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 日程第二十 選任第六号 養老鉄道存続特別委員会委員の選任について
- 日程第二十一 同意第六号 監査委員の選任同意について



教育委員会事務局局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	佐藤嘉但
教育委員会 生涯学習課長	古川一夫
消防 防 長	野村博治
消防 次長兼 予 防 課 長	吉田英之
消防総務課長	廣澤幸雄

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	藤田勝彦
議 会 事 務 局 書 記	稲川諭実彦

(開会時間 午前九時三十分)

○議長(青山貞一君) おはようございます。

平成三十年第一回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱をお願いします。全員の御起立をお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。

本日の会議は全員出席であります。

ここで、町広報員に限り、今臨時会の議場内の写真撮影並びに報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材

のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから平成三十年第一回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(青山貞一君) 日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十七条の規定によつて、二番 岩永義仁君、三番 長澤龍夫君を指名します。

○議長(青山貞一君) 次に日程第二、会期の決定を議題とします。

ここで、五月十日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等について審査されました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長 松永民夫君。

○議会運営委員長(松永民夫君) 御無礼をいたします。

議会運営委員会の報告をいたします。

去る五月十日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会をいたしました。

協議事項は、平成三十年第一回臨時会の日程についてであります。

まず、会期については本日の一日として、議事日程につきましては、一、開会宣言に続いて、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の審議、六、議会構成の案件、この順序で議会運営を行うことに決定がされました。

次に、審議する議案につきましては、専決処分承認についてが八件、人事案件についてが一件、契約の締結についてが三件、以上十二件であります。審議方法につきましては、議事日程の日

程第四、専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）から日程第十一、専決処分の承認について（平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第三号））までの八議案と、日程第十三、高田中学校空調設備改修工事請負契約の締結についてから日程第十五、上多度公民館新築工事請負契約の締結についてまでの三議案につきましては、それぞれ逐条上程をし、提案説明を受け、質疑・討論を経て採決を行うこと。日程第十二、固定資産評価員の選任同意についての一議案については、同意の人事案件につき、上程後に提案説明を受け、質疑を行い、討論は省略することとし、採決を行うこと。以上のように決定をいたしました。

また、議会構成の案件につきましては、常任委員会の選任、議会運営委員会委員の選任、各特別委員会委員の選任三件、監査委員の選任同意、計六件であります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（青山貞一君） ありがとうございます。

議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は本日の一日にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日の一日と決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

す。

次に、監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十九年二月及び三月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

また、監査委員から辞職願が提出されました。さらに、議会の閉会中に議会改革特別委員会委員、議会だより編集特別委員会委員及び養老鉄道存続特別委員会委員から辞任届が議長に提出されましたので、委員会条例第十二条第二項に基づき、その辞任を許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さん、おはようございます。本日は、皆様方、何かと御多用の中を三十年の第一回臨時会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

四月から新しい職員の入れかえがございまして、新規にきょうは事務局長を入れると三人の課長が議場にいるわけでございます。この大きな異動もさせていただきましたけれども、やっとなつと落ちついてきたのかなというような気もいたしております。この一年、皆様方と一緒に町民の福利厚生のために頑張ってきたと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、異常な天気と言いますか、暑かったり、寒かったり、また雨が多かったりというような天気が続いております。これから本格的な梅雨に入ってくるわけでございますけれども、ことし一年、何事もない、災害のない一年であることを祈るばかりでございます。

そんな中で、今度、六月三日に水防訓練がございました。例年と同じようにということでは、少し実践的なものを取り入れてというふうなことで、一週前に消防団のほうでは実際の訓練、土のうづくり等の訓練もされるというふうなこともお聞きしておりますけれども、六月三日、例年のようにまた水防訓練を実施させていただきますので、議員の皆様方にもぜひ御出席をいただきたいというふうに思います。

きょうは臨時会ではございますけれども、専決がほとんどでございますが、どうぞよろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。本日は大変御苦勞さまでございます。

○議長（青山貞一君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（青山貞一君） それでは、日程第四、承認第一号から日程第十一、承認第八号及び日程第十三、議案第四十三号から日程第十五、議案第四十五号の十一議案は、逐条上程後、質疑、討論を経て採決を行います。

まず、日程第四、承認第一号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。  
養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第一号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成三十年三月三十一日に公布され、平成三十年四月一日から施行されることに伴い、養老町税条例の一部を改正し、平成三十年三月三十一日に専決処分を

したものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせていただきます。十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（青山貞一君） 西川税務課長、補足説明。

○総務部税務課長（西川敏明君） 失礼いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の法令等の改正に伴いまして、条項や文言の整理をしておりますが、それ以外の部分につきまして補足説明をさせていただきます。

別添資料にございます養老町税条例新旧対照表のほうをあらかじめ、五ページをごらんください。

第三十二条の六、法人の町民税の申告納付では、内国法人の外国関係会社に係る所得の二重課税を調整するため、控除すべき額を法人税割額から控除する規定の整備でございます。

続いて七ページから十ページでございますが、第三十四条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金では、申告した後に減額更正がされ、その後、さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額で、その申告により納付すべき税額に達するまでの部分につきまして、延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算する規定の整備でございます。

続きまして、十二ページをごらんいただきたいと存じます。

附則第七条の二、法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合では、特定再生可能エネルギー、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの発電設備に係る固定資産税の特例について、規定の整備を行うものでございます。

また、国におきましては、二〇二〇年までの三年間を生産性革命集中投資期間としており、この期間中における臨時、異例の措置といたしまして、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われました中小企業の一定の設備投資につきまして、固定資産税を三年間ゼロとする特例措置に関する規定の整備をするものでございます。なお、施行日につきましては法案の施行の日とされておりますが、すぐに対応できるように三月三十一日に専決処分いたしましたところでございます。

続きまして、十六ページをごらんいただきたいと存じます。

附則第七条の三、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の第十二項では、バリアフリー改修が行われました劇場や音楽堂に係る税額の三分の一に相当する金額を二年度分減額する規定の整備を行うものでございます。

附則第八条では、平成三十年年度評価がえに際し、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、現行の仕組みを平成三十二年まで延長するため、規定を整備するものでございます。附則第八条の二、第九条、第十条、第十二条につきましても、同様でございます。

施行日につきましては、平成三十年四月一日からとするものでございます。ただし、附則第七条の二第十六項につきましては、先ほども御説明をさせていただいたところでございますが、生産性向上特別措置法の施行の日ということでございます。

以上、改正条例の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） ただいまの説明をいただきました再生エネルギーに関しての固定資産税の三年間の免除という説明があったと思うんですが、この関係で、町内で何件ぐらいこの対象の設備があるのか、わかっておれば教えていただきたいと思えます。

○議長（青山貞一君） 西川課長、答弁。

○総務部税務課長（西川敏明君） 失礼いたします。

ただいまの松永議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

現状ではまだ把握はできていない状況でございますけれども、今現在、国のほうでは国会のほうで審議中というところがございます。詳細が決定次第、また関係団体のほうに御説明があるというふうにお聞きをしております。担当課といたしましては、私どもでいきますと……。

〔「再生エネルギー」の声あり〕

○総務部税務課長（西川敏明君） 申しわけございませんでした。

ただいまの御質問でございますが、再生可能エネルギーにつきましては、ゼロということではございませんので、生産性の今回追加となりました部分についてはゼロということでございます。ちなみに今年度でいきますと、太陽光が二十件で風力が一件というふうに把握をさせていただいております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 風力が一件という説明を受けたんですが、風力の一件はどこでやられるのかな。

○議長（青山貞一君） 自席で答弁、西川課長。

○総務部税務課長（西川敏明君） 済みません。

もう既に軽減を受けておられまして、地区でいきますと多芸西部地区にございます。あちらでございます。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 第三十二条の第六項での当町において

の対象事業所はどういうふうになっているのかということと、あと十六ページの家屋の関係のバリアフリーの三分の一の二年間の減免の関係ですが、具体的にこのバリアフリーは総事業費に伴うものなのか、簡易なバリアフリー、例えばスロープをつけるとか、自宅内を車椅子が入れるように改修するとか、そういうことがあるうと思いますが、具体的なその内容についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（青山貞一君） 西川課長、答弁。

○総務部税務課長（西川敏明君） 失礼いたします。

ただいまの水谷議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

まず第三十二条の六の部分でございますが、こちらは法人住民税に関する部分でございます。外国子会社の合算税制に伴いまして、外国子会社の合算税制等の適用を受ける場合には、外国子会社に課される我が国の法人税、地方法人税、所得税、復興特別所得税及び法人住民税の合計額のうち、外国関係会社の課税対象金額等に対応する金額を控除するために、新たに制度を創設したというものでございます。対象につきましては、現在のところは把握できておりませんので、ないという形かと存じます。

続きましてバリアフリーの関係でございますけれども、今回の

部分につきましては、劇場、音楽堂というところでございまして、基本的にはこちらも該当する施設等はないというふうに把握をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に日程第五、承認第二号 専決処分

の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第二号 専

決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成三十年三月三十一日に公布され、平成三十年四月一日から施行されることに伴い、養老町国民健康保険税条例の一部を改正し、平成三十年三月三十一日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 伊藤課長。

○住民福祉部住民人権課長（伊藤幸広君） 私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず第二条第二項におきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の五十四万円から五十八万円に引き上げるものであります。

第二十八条では、国民健康保険税の課税限度額の引き上げに伴いまして、基礎課税額から軽減対象額を減額して得た額を現行の五十四万円から五十八万円に改正するものであります。

同条第二号では、国民健康保険税の軽減措置について、五割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘じます金額を現行の二十七万円から二十七万五千円に、また同条第三号では、二割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘ずべき金額を、現行の四十九万円から五十万円に引き上げるものであります。

施行日につきましては、平成三十年四月一日から施行いたしております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 平成二十九年度の当町の国民健康保険

の加入状況においては、町民の十世帯のうち四割の世帯が、また被保険者数は四人に一人がこの国民健康保険に加入をし、命や暮らしを守る社会保障としての役割を担っているわけですが、今回の課税限度額の四万円引き上げ、また軽減措置において、国はどのような根拠でこういうことを市町村に提案したのか、お尋ねしたいと思います。

また、今回の改正に伴って被保険者にはどのような影響があるのか、試算があればお答えください。

○議長（青山貞一君） 伊藤課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（伊藤幸広君） それでは、ただいまの水谷議員の御質問に御回答させていただきます。

まず一点目の課税限度額が四万円引き上げられた根拠、また軽減措置の数値が引き上げられた件の根拠はというお話ではございますが、養老町といたしましても、政令によって示された額に基づいて額を上げたものであり、その上げられました金額の根拠につきましては、国のほうからもその根拠は示されていなかったと存じておりますので、その根拠については、ちょっと今現在お答えすることができません。

さらに、二点目の今回の限度額等の引き上げによる養老町への影響ということでございますけれども、まず現段階では二十九年度の所得が確定しておりませんので、二十八年度の所得をもとに四月二十五日現在で仮算定をさせていただきました。

まず第二条第二項において限度額が四万円引き上げられました



影響につきましては、九十世帯の方がその対象となつてまいりまして、調定額といたしまして三百三十七万六千円の増額といったような試算が出ております。

次に、第二十八条関係におきまして、五割軽減世帯の加算額が五千円引き上げられました影響につきましては、十一世帯、十九人の増加がございます。それによりまして、調定額といたしましては五十八万円の減額といった試算が出ております。

二割軽減対象世帯の加算額が一万円引き上げられました影響につきましては、七世帯、二十七人の増加により、調定額といたしましては二十七万六千円の減額といった試算が出ております。

合計といたしましては、今回の改正に伴う調定等への影響につきましては、二百五十二万円の増額といったような試算結果となっております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 納税者にとつては、固定資産税を皮切りに、これから国保そうですし、町・県民税、軽自動車税は納付通知書が来ておりますけれども、そういうことで納税がこれから始まるわけですが、納得して納税をしたいということでは、今回、十期に納付期限を増にしたことよつて、仮算定ということでは、五月、六月に、五月三十一日、六月三十日との期限の中で、既に一昨日あたりから納税者のほうに通知書が来ております。

しかし、仮算定ということで、今、課長が述べられたように、資産割がしっかり確定していないことはわかりますけれども、非常に私ども議員にも問い合わせがあるところでございます。特に第三期、前納という項目がございます。第一期、第二期を納めなくて、第三期で確定した時点で前納で納めればいいのかと

いうことと、もしそういうことがなければ、納めなければ督促の対象になるのかというような声が寄せられているわけですが、これについて、どこを読んでもそれが納得できる文章がありません。

そういう点では、どのように考えているのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（青山貞一君） 西川税務課長、答弁。

○総務部税務課長（西川敏明君） 失礼いたします。

ただいまの水谷議員さんの御質問にお答えをさせていただきますと存じます。

私ども税務課のほうでは、ただいま町民の皆様には納税の御案内をさせていただいてるところでございますが、国民健康保険税につきましては、今年度から納付回数をお八回から十回に増加をさせていただきまして、一回当たりの負担軽減になるようにということを進めさせていただいたところでございます。

ただ、水谷議員さんの御指摘にもございましたが、五月、六月分につきましては、仮算定という形で、前年の保険税の十分の一を御負担いただくような形をお願いをさせていただいたところでございます。第三期以降につきましては、また本算定をさせていただきます。皆様にお案内をさせていただきますところでございます。

あと十分な周知ができていないというところにつきましては、私ども、今後、広報等を通じまして、皆様にまたお知らせをさせていただきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 六月、七月の本算定の通知書には明細書は入ると思いますが、過払いも含めて納税者にしっかりとした対応を要望しておきたいと思えます。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に日程第六、承認第三号 専決処分の承認

認について（養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第三号 専

決処分の承認について（養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例等の一部を改正する条例）の説明をさせて

いただきます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成三十年三月二十二日に公布され、本省令において介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部が改正され、平成三十年四月一日から施行されることに伴い、省令の改正内容を踏まえて、養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例及び同条例の一部を改正する条例の一部を改正し、平成三十年三月三十一日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私の

ほうから補足説明をさせていただきます。

本日の資料もあわせてごらんください。

第一条では、養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例第二条第一項第三号を改正し、地域包括支援センターの主任介護支援専門員について、主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たす者は、経過措置期間が終了するまでは主任介護支援専門員とみなすよう改正するものであります。

第二条は、養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第二項を改正し、主任介護支援専門員更新研修の受講に係る経過措置について、受講要件を満たす者は、経過措置期間が終了するまでは主任介護支援専門員とみなす本則の改正に伴い、実効性を失った経過措置規定を削除するものであります。

この条例は、平成三十年四月一日から施行するものであります。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 基準が変わるといような関係の条例と説明を聞いたわけですが、今回、この養老町の地域包括支援センターの職員で、これらの基準に該当する職員はどういうような関係であるか、お尋ねをいたします。

○議長（青山貞一君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、ただいまの松永議員の御質問に回答させていただきます。

今回の改正につきましては、主任介護支援専門員の定義規定につきまして、平成二十八年に主任介護支援専門員の更新制度が導入されたことに伴い、一度法改正を行っております。ただ、その規定自体が、国から示された定義が不明確であったため、更新前の期間の長短であるとか、それが人や都道府県によって異なっていたということ、昨年、再度改正が行われています。

本町におきましても、昨年六月に改正を行ったわけなんですがこの改正の文言自体も、またちよっときちんとなっていないなかつたということ、昨年改正しました現行の規則でいきますと、経過措置期間が設けられているにもかかわらず、前回の講習から五年以内に更新を受けないと主任介護支援専門員とみなされない、この規定をそのままにしておきますと、無資格の者が業務に当たる可能性があるということ、今回、この改正を行って、経過措置対象者で経過措置期間内であれば、その者を主任介護支援専門員として扱うということ、改正するものです。

本町におきましては、地域包括支援センターに一名嘱託員の職員がおります。その職員につきましても、昨年度に更新研修を受けておりますので、五年間はそのまま継続してその職につけます。以上です。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 更新研修の件ですが、具体的にどこで、どのように、期間はどれぐらいというような、具体的に解説をお願いします。

○議長（青山貞一君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） 失礼します。

田中議員の御質問にお答えします。

昨年度、包括支援センターの職員が受講した例を挙げますと、岐阜県から指定を受けた特定非営利活動法人岐阜県居宅介護支援事業協議会が実施した研修に参加しております。

内容といたしましては、講義として、介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向、このことが四時間、あと講義と演習ということ、リハビリテーション及び福祉用具活用に関する事例を六時間、みとり等における看護サービスの活用に関する事例を六時間、認知症に関する事例を六時間、入院時における医療との連携に関する事例を六時間、家族への支援の視点が必要な事例を六時間、社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例を六時間、状態に応じた多様なサービスの活用に関する事例を六時間ということ、合計四十六時間の講習を受けております。以上です。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に日程第七、承認第四号 専決処分の承認

について（養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第四号 専決処分の承認について（養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成三十年三月二十二日に公布され、本省令において指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正され、

平成三十年四月一日から施行されることに伴い、省令の改正内容を踏まえて本条例の一部を改正し、平成三十年三月三十一日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

こちら資料とあわせてごらんください。

第五条第一号及び第四十六条第一項の改正は、訪問介護事業所の人材及び質の確保の必要性を踏まえ、生活援護中心型サービスの訪問介護員については、必要な知識等に対応した介護職員初任者研修課程の修了を要件とするものであります。

第五十九条の九第四号及び第五十九条の十第五項、並びに第五十九条の二十の三第一項の改正は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第二十条第一項に定義する地域密着型通所介護従業者に係る指定地域密着型通所の具体的取り扱い方針、並びに計画の作成の責任について明確化するものであります。

この条例は、平成三十年四月一日から施行するものであります。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に日程第八、承認第五号 専決処分の承認

について（養老町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第五号 専決処分の承認について（養老町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成三十年三月二十二日に公布され、本省令において介護保険法施行規則の一部が改正され、平成三十年四月一日から施行されることに伴い、省令の改正内容を踏まえて本条例の一部を改正し、平成三十年三月三十一日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私の

ほうから補足説明をさせていただきます。

第三条の改正は、現行法において、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けるに当たり、開設者は法人であることを要件としていますが、医療法の許可を受けている診療所を開設している者を認めるとするものであります。

この条例は、平成三十年四月一日から施行するものであります。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） これに該当する施設というのは、町内に何か所、どこがあるか、ちよつと教えていただきたいんですが。

○議長（青山貞一君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） 今の松永議員の御質問にお答えします。

この複合型のサービス事業所につきましては、現在のところ町内には該当する施設はございません。小規模多機能型居宅介護は一件ありますが、複合型でやっている事業所は今のところありません。以上です。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に日程第九、承認第六号 専決処分の承認

について（平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第六号 専

決処分の承認について（平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更）について、御説明させていただきます。

公共下水道事業特別会計につきましては、今回、承認第八号の平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第三号）で、歳入歳出それぞれ一千万円を減額いたしており、全額が中部浄化センターにおける機械器具の修繕に伴う需用費分となります。

中部浄化センターにおける機械器具の修繕に伴う需用費については、一般会計からの繰入金で充てておりますので、今回の補正により、繰入総額を二億三千七百九十九万八千円に変更するもの

でございます。

以上で承認第六号 専決処分の承認について（平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、これより採決を行います。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に日程第十、承認第七号 専決処分の承認

について（平成二十九年養老町一般会計補正予算（第七号））を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第七号 専

決処分の承認について（平成二十九年養老町一般会計補正予算

(第七号)につきまして、その概要を説明させていただきます。  
今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ一億八万五千円を減額し、  
予算総額を百八億五千七百九十二万一千円とするもので、平成三  
十年三月三十一日付で専決処分をしたものでございます。

主な補正の内容は、ふるさと納税寄附金の増額のほか、その他  
各事業費の確定に伴うものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせます  
ので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたしま  
す。

○議長(青山貞一君) 田中総務部長、補足説明。

○総務部長(田中信行君) それでは、私のほうから総務部関係の  
補足説明をさせていただきます。

最初に、十三ページの歳出から説明させていただきます。

款二総務費、項一総務管理費、七目地域振興費では、自治町民  
会議設立事業にふるさと納税寄附金四百五十三万五千円を充当す  
るため財源更正を行い、十七目ふるさと応援基金費では、今回の  
補正前予算では寄附金の全額を積み立てる予算としておりました  
が、寄附金総額一億九百三十三万円のうち二千三百二十一万八千  
円は、寄附者の御意向に沿い、それぞれの事業へ充当し、残り八  
千六百一十一万二千円を基金に積み立てることとしたため、寄附分  
でございますが、二千九十一万一千円を減額いたしました。

次に、十五ページの款九消防費、項一消防費、一目常備消防費  
では、常備機械器具等購入事業では、地方債の減額に伴い、また  
三目防災費では、防災無線等管理事業にふるさと納税寄附金二百  
二十一万円充当するため、それぞれ財源更正を行いました。

次に、歳入について説明させていただきます。

八ページの款二地方譲与税から十ページの款九地方交付税まで

につきましては、それぞれ交付額が確定しましたので、その過不  
足額を補正したものでございます。

次に、十一ページの款十六寄附金、項一寄附金、二目総務費寄  
附金では、ふるさと納税寄附金(一般分)では、二十九年度の寄  
附総額が一億九百三十三万円でありますので、予算との差額二百  
三十万七千円を増額いたしました。

次に、十二ページの款十七繰入金、項一基金繰入金、一目財政  
調整基金繰入金では、財源調整として四千四百六十七万八千円を  
減額いたしました。

次に、款二十町債、項一町債、四目消防債では、消防自動車の  
購入に当たり、当初予算において防災対策事業の起債により購入  
を予定しておりましたが、当事業について、国庫補助事業として  
採択がされ、防災対策事業債を適用することができなくなったた  
め、三千百十万円を減額いたしました。

次に、五ページの「第二表 地方債補正」では、地方債の借入  
額の確定などに伴い、地方道路等整備事業債で限度額二十万  
円、消防自動車購入事業債で限度額三千百十万円をそれぞれ減額した  
ものでございます。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長(青山貞一君) 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長(久保寺利明君) それでは、私  
のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

まず歳出のほうから説明させていただきます。

十三ページをごらんください。

款三民生費、項一社会福祉費、二目老人福祉費では、事業の執  
行額が確定しましたので、老人福祉施設入所措置事業で八十九万  
二千円を減額いたしました。

また、三目福祉医療費におきましても、事業の執行額の確定により、乳幼児等医療事業で千二百九十八万円、重度心身障害者医療事業で二千九百十八万三千円を減額いたしました。

続きまして十四ページ、款四衛生費、項二清掃費、一目塵芥処理費では、町指定ごみ収集袋について、入札差金により百三十四万二千円を減額いたしました。また、分別回収事業におきましても、町指定プラスチック製容器包装収集袋について入札差金が生じており、八十五万四千円を減額するとともに、同事業助成金において、各種団体からの回収量が当初の見込みより減少したことに伴い、二百九万五千円を減額いたしました。なお、ふるさと納税寄附金七千円の充当により、財源更正を行っております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

十一ページをごらんください。

款十一分担金及び負担金、項二負担金、一目民生費負担金、一節社会福祉費負担金では、措置入所者一名が死亡退所したため、老人ホーム措置費負担金を三十万二千円減額いたしました。

以上で住民福祉部の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから産業建設部に関する補正予算の補足説明を申し上げます。

最初に、歳出につきまして御説明させていただきます。

まず、十三ページの款二総務費、項一総務管理費、七目地域振興費のオンデマンドバス運行事業費では、ふるさと納税寄附金五百六十七千円を充当するため、財源更正を行いました。

次に、十四ページの款七商工費、項一商工費、三目観光費の養老改元一三〇〇年プロジェクト事業では、養老公園滝谷店舗修景等事業費の確定により六百九十二万八千円を減額し、歳入でも御

説明いたしますが、県営公園誘客促進事業費補助金三百二十二万八千円を減額するとともに、観光振興事業費及びふるさと養老観光宣伝事業に岐阜県清流の国ぎふ推進補助金三百六十七万円を充当するため、財源更正を行いました。

次に、款八土木費、項二道路橋梁費、三目道路橋梁新設改良費の県単工事及び関連事業負担金で、県単工事として予定していた工事の減額及び国の公共事業として採択されたことにより、町の支出する県事業等工事負担金を一千二百六十二万八千円減額するとともに、事業内容の精査等により土木債を二十万円の減額したため、財源更正を行いました。

次に、歳入につきまして御説明をさせていただきます。

十一ページの款十四県支出金、項二県補助金、五目の商工費県補助金では、養老公園滝谷店舗修景等事業費の減額により、県営公園誘客推進事業費補助金三百二十二万八千円を減額いたしました。また、観光事業振興費及びふるさと養老観光宣伝事業に対して岐阜県清流の国ぎふ推進補助金が交付されることになりましたので、三百六十七万円を増額いたしました。

次に、十二ページの款二十町債、項一町債、三目土木債、節一土木債では、事業費の減額と精査により地方道路等整備事業債二千十万円を減額いたしました。

以上で産業建設部に関する補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉但君） それでは、私から教育委員会に関する補正予算の補足説明を申し上げます。

歳出の説明でございますが、まず十五ページの款十教育費、項二小学校費、一目学校管理費の小学校管理事務では、各小学校に



係る管理・点検等委託料の金額が確定いたしましたので、入札差金等による金額百二十七万二千円を減額補正させていただきました。

また、二目教育振興費では、小学校情報化推進事業及び小学校特色ある学校教育推進事業の二つの事業につきまして、ふるさと納税寄附金四百万円を充当するため、財源更正をいたしました。

次に十六ページでございますが、項三中学校費、二目教育振興費でも、中学校特色ある学校教育推進事業に、ふるさと納税寄附金八十五万六千円を充当するため、財源更正をいたしました。

以上で教育委員会に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 以上で説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） 総務管理費の地域振興費の中で、自治町民会議の設立事業という予算がございます。財源更正はいいんですが、私どもの池辺地区にも、先般、区長会で説明会がございました。まだ設立していない他の地区に対する今後の町の対応と状況の説明をお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 川地企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 失礼いたします。よろしくお願いたします。

ふるさと納税の財源更正の分につきましては、これは使い道、ふるさと納税の用途をしていただく分の財源更正でございます。

今後の対応でございますけれども、四月五日にまず多芸東部地

区にお邪魔しました。発足してないところは、各種団体、事業者等ありますけれども、やはり地域の代表、区長会にお邪魔して説明しております。そのほかにも、室原地区が四月八日、池辺地区が四月十日にお邪魔しております。町長の施政方針にもございましたけれども、未整備地域につきましては重点的に働きかけるといことですので、順次調整しながら区長会等を中心に説明してまいります。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 先ほどの総務部長の説明では、消防自動車購入事業債ですが、国庫補助で対応できなかったという提案

説明でございましたが、これはいつ町にそういう対応できないという公布があったのか、お尋ねしたいと思います。

二点目は福祉医療費の関係ですが、乳幼児医療費及び重度心身障害者医療費の関係で、当初見込んだ予算額に対しての減額になったわけですが、その主な内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（青山貞一君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長（田中知行君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

消防債が国庫補助事業の採択で対象にならなかったということでございますが、実際に県のほうから通知が参りましたのが三月の終わり近く、ちょうどいいますと三月議会の最終日あたりに、国庫補助事業の採択なので、こちらのほうの事業費の対象にはならないよというところで通知が参りまして、ほかの起債のほうについても、いや、もう協議が既に終わっているというところ、ほかの起債も借りることはできないですよというような通知が参

っております。

ただ、今回の防災対策事業債ですが、こちらのほうを利用するつもりでございましたが、こちらのほうは地方単独事業しか該当にならないということになりまして、国庫補助がついたので対象にならないということで、こちらのほうを借りますと地方交付税に三〇%算入される有利な起債であったんですが、これは借りられなくなつたと。別のメニューでいきますと、このかわりのメニューが一つあるわけですが、こちらについては交付税の算入が全くないということ、全くの借金になるということで、財政上のメリットは全くないということで、今回借りられなかったことについて、町の財政のほうで損失があつたかというところ、そういったものは特にないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（青山貞一君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） 失礼します。

では、今の水谷議員の御質問にお答えします。

当初予算計上に当たりましては、過去三年、四年の支給実績等を参考にして、伸び率等を勘案して予算を組んでおります。そうした中で、今年度もそのように見ておつたわけなんですけれども、月々の実績等を入れていきますと、最終的にはこれらが不要になると。特に病気等、インフルエンザ等が流行したら、そういった要件でもう一気にふえることがありますけど、たまたま二十九年度につきましては、そういった大きな医療費の支出がなかったというところで、大きな減額になりました。以上です。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 小学校の特色ある学校教育推進事業とか、

中学校の同じように中学校特色ある学校教育推進事業ということなんです、特色あることにつきまして、何か詳細がわかればとか、こういう推進事業にかかわっておられるお方というのは、どういってお方がかかわっておられるのか、詳細をお願いしたいと思えます。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉但君） 早崎議員の御質問でございますが、小学校・中学校特色ある学校教育推進事業ということで実施しておる事業の内容につきましては、例えば小学校ですと、オペレッタ「養老物語」とか、笠郷小学校の獅子舞、日吉の室原文楽とか、そういったコミュニティースクールも含めてやっておる教室でございます。

中学校におきましても、例えば高中ですと障害者や高齢者施設との交流、あるいは東部中でございますが、合唱の響く学校づくりというようなテーマで、これもコミュニティースクールを含めて、指導者のもとに教室をやっていたということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） かかわっておられる先生方なのか、地域の方も一緒なのかというふうな点はどのなんでしょうか。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁、自席。

○教育委員会事務局兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉但君） いわゆるこの地域の伝統芸能とかの関係の方の指導者で対応していただいております。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

これより暫時休憩いたします。

再開は十一時ちょうどいたします。よろしくお願いいたします。

（午前 十時四十七分 休憩）

（午前十一時 〇〇分 再開）

○議長（青山貞一君） 休憩を解き、再開をいたします。

○議長（青山貞一君） 次に日程第十一、承認第八号 専決処分の

承認について（平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第三号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第八号 専

決処分の承認について（平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第三号））につきまして、その概要を説明させ

ていただきます。

今回の補正で、歳入歳出それぞれ一千万円を減額し、予算総額を三億五千五百七十五万一千円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明を申し上げます。

款一下水道費、項一公共下水道管理費、三目処理場管理費では、中部浄化センターにおける機械器具の修繕費用として見込んでおりましたが、修繕内容及び実施時期を精査し、需用費で一千万円減額をいたしました。

次に、六ページの歳入について御説明を申し上げます。

款五繰入金、項一一般会計繰入金、一目一般会計繰入金を、歳出の減額に伴い、一千万円減額をいたしました。

以上で承認第八号についての補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に日程第十二、同意第五号 固定資産評

価員の選任同意についてを議題といたします。

なお、本案は同意の人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第五号 固定資産評価員の選任同意について説明をさせていただきます。

地方税法第四百四条第一項の規定に基づき、固定資産評価員を設置しておりますが、平成三十年四月一日付の人事異動により、固定資産評価員が異動したため、地方税法第四百四条第二項の規定に基づき、固定資産に関する知識及び経験を有する次の者を新たに固定資産評価員に選任するため、同意を求めるところでございます。

記、住所、岐阜県養老郡養老町押越六百四十三番地十二、西川敏明。

以上、よろしく御同意いただきますようお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

この採決は挙手によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に日程第十三、議案第四十三号 高田中

学校空調設備改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十三号 高田中学校空調設備改修工事請負契約の締結についての説明をさせていただきます。

高田中学校空調設備改修工事については、高田中学校の普通教室及び特別教室へ空調機器を新たに設置し、また空調点検の結果、老朽化により改修の必要がある管理室の空調機器を取りかえ、整備及び改修するものであり、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉

但君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

生徒が安全に集中して学習に取り組めるよう、適切な環境を保持するため、高田中学校の空調設備について改修するものでございます。

契約の目的、高田中学校空調設備改修工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、六千五百三十四万円。

契約の相手方、岐阜県養老郡養老町小倉八百七十五番地一、株式会社ホクエー電工養老営業所、所長 安田光順。

工期、本契約の日から平成三十年九月二十八日。

工事場所、養老町高田地内。

工事概要につきましては、空調機器設置及び改修工事でございます。まして、普通教室が十五室、特別教室が九室、管理室が四室でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） それでは、契約対応についてを三点と工事

内容について三点、質疑をいたします。

まず一点目として、入札結果表をいただいておりますが、辞退一社、入札書不着が一社、それぞれありました。この理由・要因の確認はされておるのか。また、今後の対応について、ペナルティー等の方策は考えておるのか。

二点目として、失格判断基準が下回る入札のための無効が一社

ありますが、基準価格と応札価格の差額はどれぐらいなのか。

三点目としては、入札に対して予定価格を公表しておれば、このような事態が発生しないはずですが、近隣市町でも公表しておるところがございます。この予定価格公表についての町の考えを伺いたいと思います。

それから工事内容については、空調機器の単価は、教室、管理室、合計二十八ございますが、同じなのかと。

それから、耐用年数は何年ほどを考えているのか。

三点目としては、メーカーは同じものでやるのか、分けてやるのか。

以上六点について伺います。

○議長（青山貞一君） 中島総務課長、答弁、補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） 先ほどの田中議員の御質問にお

答えいたします。

前半の三つの部分についてですが、一つ目の御質問ですけれども、辞退や入札書不着について、理由・要因の確認をしているのか、またペナルティー等の方策は考えているのかということでございますが、入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届の提出を求めています。入札辞退届には特に辞退理由を求めています。また、入札書不着について、明確な理由については明らかではありません。

二点目の今後の対応についてでございますが、入札書不着の場合については、辞退届も提出されていないことから、始末書の提出を求めています。したがって、入札辞退の場合も、入札書不着の場合も、今後の指名等について不利益な取り扱いを受けるといったようなことはなく、特にペナルティーといったものもございません。

二つ目の御質問ですけれども、失格判断基準を下回る入札のため無効とある場合の基準価格と応札価格の差額についてという点ですが、入札価格調査制度の導入によりまして低入札調査基準価格を算出しておりますが、低入札価格調査制度における失格判断基準は、入札額がその基準価格を下回った場合に低入札により無効となります。

基準価格と応札価格の差額についてでございますが、低入札価格制度における調査基準価格につきましては、国の基準に準じて価格の算出をしておりますして、算定式のみを公表しております。

しかしながら、予定価格については公表はしておりませんので、基準価格と応札価格の差額についての明確なお答えはできませんので、御理解願いたいと思います。

三つ目の御質問ですが、予定価格の公表についての町の考え方ということでございますが、予定価格の公表については、法令上の制約がないことから、自治体の判断によるものとされており、近隣市町におきましても、予定価格を公表している市町もあれば、非公表の市町もございます。

予定価格を公表することは、競争性が低下し、落札価格が高どまりになり、また入札談合が容易に行われる可能性があるなど、適正な競争の確保と適正価格での契約という観点から、現在予定価格は公表しておりません。以上でございます。

○議長（青山貞一君） 前田産業建設部課長、補足説明。

○産業建設部課長（前田勝治君） 工事の内容といたしまして、私のほうから説明をさせていただきます。

二十八室、高田中学校のほうの工事を行うわけなんですけれども、部屋の大きさとか、それから部屋の階数とか負荷計算等によりまして、一概に全部が同じということではありません。

それから二つ目の質問の耐用年数につきましては、使用状況等によつて違ってくるかと思えますし、いろんな条件があります。おおむね十五年から二十年ぐらいを考えております。

三番目のメーカーにつきましては、設計のほうでメーカー使用をうたっております。メーカーの中から選定をしていくと。ただし、各学校ごとにつきましては、集中コントロール方式をとっておりますので、違う機種を同時に設置するということは考えておりません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 予定価格公表についてですが、公表しても、しなくても、これの入札結果表を見ると、かなり接近した数値が出ておりますので、それだったらやはり公表したほうがいいんじゃないかなあというようなことを思いますが、町長の考え方をちょっと伺います。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 総務課長の答弁にもございましたけれども、現在のところでは予定価格を公表するところには至っていないというふうには御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ことしもかなりの猛暑になるといふ観測もあるわけですが、工期について伺いたいんですが、二学期が始まると同時に使用できないのか。かなり工期があるわけですが、その点についてお尋ねしたいのと、快適な教室内の室温を何度にするのかということ、また、これは同時に、高



ただいまの指名委員会のほうで議論はなかったかということな  
んですけれども、指名委員会のほうで低価格調査の結果といいま  
すか、これで工事ができるのかという、そういった協議のほうを  
しております。

その中で、同一の業者さんがついているということ、本当に  
できるのかというような議論もいたしました。当然その調査の中  
には、技術者の数ですとか、そういったところも出てくるんです  
が、そういったことも含めて、十分にできるとい判断を指名委  
員会のほうでいたしました。以上でございます。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま  
す。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしまし  
た。

○議長（青山貞一君） 次に日程第十四、議案第四十四号 東部中  
学校空調設備改修工事請負契約の締結についてを議題といたしま  
す。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十四号  
東部中学校空調設備改修工事請負契約の締結についての説明を  
させていただきます。

東部中学校空調設備改修工事については、東部中学校の普通教  
室及び特別教室へ空調機器を新たに設置するものであり、養老町  
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
第二条の規定に基づき、議会の議決を求めますのでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十  
分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉  
但君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

高田中学校と繰り返しになりますが、生徒が安全に集中して学  
習に取り組めるよう、快適・適切な環境を保持するため、東部中  
学校の空調設備について整備するものでございます。

契約の目的、東部中学校空調設備改修工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、四千八百二十二万二千元。

契約の相手方、岐阜県養老郡養老町小倉八百七十五番地一、株  
式会社ホクエー電工養老営業所、所長 安田光順。

工期につきましては、本契約締結の日から三十年九月二十八日。

工事場所は、養老町下笠地内。

工事概要、空調機器設置及び改修工事。普通教室が十三室、特  
別教室が九室。

以上で補足説明とさせていただきます。



○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に日程第十五、議案第四十五号 上多度

公民館新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十五号

上多度公民館新築工事請負契約の締結についての説明をさせていただきます。

上多度公民館新築工事については、施設の老朽化に伴い、養老町小倉地内に上多度公民館を新築するものであり、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条

の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 古川生涯学習課長、補足説明。

○教育委員会生涯学習課長（古川一夫君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

上多度公民館は、上多度区民にとつて最も身近な学習拠点であるとともに、区民の交流の場としても重要な役割を果たしております。現在、施設の老朽化が著しい状況でありますので、上多度公民館を新築し、上多度区民の学習・交流の拠点を整備するものでございます。

その内容を御説明させていただきます。

一、契約の目的、上多度公民館新築工事。

二、契約の方法、指名競争入札。

三、契約金額、二億一千二百七十六万円。税込み。

四、契約の相手方、岐阜県養老郡養老町大巻四千五百九十番地、

株式会社大橋組、代表取締役 大橋信之。

工期、本契約締結の日から平成三十一年一月三十一日。

六、工事場所、養老町小倉地内。

七、工事概要、鉄骨づくり一階建て、建築、電気設備、機械設備、外構工事等。

建築面積、六百九十六・九七平方メートル。延べ床面積、六百

六十七・八一平方メートル。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） ただいま説明を受けましたが、工事概要の中で、建築、電気設備、機械設備、外構工事等の項目がございますが、具体的にこの数値を求めたいと思いますし、それから外構工事等、等というのがいろいろくせ者ですけど、等というのはまだ何か含まれておるといふことかと確認ですが。

それからもう一点は、こういう施設が完成するといろんな備品等が要りますが、事務机、テーブル、椅子がこの予算の中に入っておるのか。また、入っておれば、いかほどかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（青山貞一君） 古川生涯学習課長、補足説明。

○教育委員会生涯学習課長（古川一夫君） それでは、田中議員の質問に御回答させていただきたいと思えます。

まず外構工事のその他の部分ですけれども、外構工事は駐車場の舗装とかフェンス、排水等が入っておりますということで、ちよつと等と申し上げました。

それと今の建築工事の金額ということでございますので、建築工事一億五百九十六万九千五百五十円、それから電気設備工事千二百六十五万百十円、機械設備工事三千二百二十五万九千四百三十二円、外構工事一千六百六十七万二千二百五十一円ということで、そういう内訳になっております。

それから、あと備品につきましては、この工事の中には入っておりませんが、別に予算立てで六百万以上の予定で、工事の進みぐあいによって途中で発注することになると思います。よろしくお願いたします。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 地域住民にとっては待望の新築工事ということですが、昨今多い異常気象や目前に迫っている大地震等における避難所ですとか、防災の拠点としても大いに期待されるわけですが、その点について期待される防災機能をどのようにお考えかという見解をお伺いしたいと思います。

○議長（青山貞一君） 古川生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（古川一夫君） 岩永議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

地元等の関係もありまして、地元と何回も話し合いをさせていただきました。ただきましたということ、それから特徴といたしまして、この図面には出てきませんが、図面に多目的ホールを一つつくってあるということ、それからバリアフリーになっておるといふ話と、特徴としてオープンスペースを設けて炊き出しができるようなスペースを考えております。それから調理室を設けております。それから授乳室、避難所としての対応を考えております。便所は洋式にして、ブースは広目にとっているということでございます。以上です。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑は。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいま担当課長は地元との話し合いを重ねたと言われましたけれども、上多度地区は町長肝いりの自治町民会議の先進のところでございます。

上多度公民館新築のいろいろな要望に当たっては、この自治町民会議の組織の存在というのはどのような形で反映されたのか。

例えば若い人、いろんな方たちの声というのが当然組織化されていなくて、いいところとの違いはあったのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（青山貞一君） 川地企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

自治町民会議、当然区長会長、また公民館長、そういった方々が組織の構成員となっております。いろいろと議論する中で、当然地元としてそういったお声、自治町民会議、上多度は下からボトムアップするような形で意見を吸い上げておるということで聞いておりますので、そういった施設をつくるに当たりまして、地元と十分協議をして、要望等も踏まえながら建設をするということでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 当然、区長会長を含め、区長さんとか公民館長さんというのは、組織されていないところでも非常にこういう公共施設をつくるときは先頭になっていかれるわけですが、私が知りたいのは、この組織がこういうものに対してどういうふうな形での重要性といいますか、メリットといいますか、今までにはないようなところでの期待が本当に持てるのかどうかということ、各地域においても、未設置のところでも非常に象徴的なものになると思っています。今の答弁では、何らそういう組織の立ち上げに伴った形で反映というのがないように思っています。ありがとうございます。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 今回の上多度の新築につきましては、上多

度地区全てを挙げてというようなことで、非常に回数を重ねた協議を行っているというふうに報告を受けております。

例えば、先ほど質問がございましたが、避難所であるということには、消防団の関係の方々の方々の知恵も入っていると思えますし、また女性の立場からいえば、授乳室をつくったり、また調理室等も、そういった意味では非常にそういった参加をしていただいているというふうに思っております。

公民館は、単なる学習の場のみならず、地域の本来に命を守る場所にもなり得るということでございます。そういった意味では、町民会議へ参加してお見えになる皆様方の、役員の方の意見はもとより、各地域での話し合いも重ねられたというふうにお聞きをいたしております。以上でございます。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 一番 北倉義博君。

○一番（北倉義博君） この上多度公民館につきましては、上多度の自治会館も併設されるということで、現在、町民会議のほうにはほぼ専属で事務方が見えになります。

併設になりますと、自治会館の職員もということで、そこら辺を今後、経費削減のために、町民会議のほうで窓口業務を行うというようなことの検討はどの程度されているのか、されていないのか、また方向をちよつとお示しただければというふうに思います。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 自治町民会議がもう少し進めばというふうな思いもございましたけれども、今御質問が出ましたのでお答えをさせていただきますが、できるなら、今、北倉議員のおっしゃ

つたような方向、いわゆる委託をする、または統廃合も含めて、今後、検討していかねばならない課題だというふうにも思っておりますが、今の現時点では、まだそういつたことに踏み切る段階ではないというふうには思っております。以上です。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はよろしいですか。  
〔挙手する者なし〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕  
○議長（青山貞一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は十一時五十分としたいと思います。よろしくお願ひします。

（午前十一時四十分 休憩）  
（午前十一時五十分 再開）

○副議長（大橋三男君） 休憩を解き、再開をいたします。

○副議長（大橋三男君） ただいま休憩中に青山貞一議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。

本日の日程を変更して、議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕  
○副議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定をいたしました。

これより議案の配付をいたします。  
また、本日の日程の順次繰り下げをお願いいたします。

〔追加議案配付〕

○副議長（大橋三男君） それでは、追加日程第一、許可第一号

議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第一百七条の規定によりまして、十二番 青山貞一君の退場を求めます。

〔議長 青山貞一君 退場〕

○副議長（大橋三男君） お諮りをいたします。

本案、議長の辞職許可について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。  
よって、議長の辞職許可については、これを許可することに決定をいたしました。

青山貞一君、入場。

〔十二番 青山貞一君 入場〕

○副議長（大橋三男君） ここで、辞職をされました青山貞一君の御挨拶をお願い申し上げます。

○十二番（青山貞一君） それでは、一言御挨拶を申し上げます。

早いもので、昨年の五月に議長に御推挙いただきまして、はや三百六十五日という日にちがたつてしまいました。

思い返しますと、去年は一三〇〇年ということで、本当に貴重な勉強をさせていただきました。

まだ議員として任期が一年残っておりますので、これからも養老町議会発展のために一生懸命頑張つてまいりたい、こんな考えでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本当にありがとうございます。（拍手）

○副議長（大橋三男君） ありがとうございます。

○副議長（大橋三男君） ただいま議長辞職の許可により議長が欠員となりました。  
お諮りをいたします。

本日の日程の順序を変更して、議長選挙についてを先議いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定をいたしました。

本日の日程の順次繰り下げをお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

一時集合でよろしくお願いいたします。

（午前十一時五十四分 休憩）

（午後 一時 〇〇分 再開）

○副議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き、再開をいたします。

○副議長（大橋三男君） 追加日程第二、選挙第一号 議長選挙に

ついてを議題とします。

お諮りをいたします。

議長選挙については、いかなる方法がよろしいか。

〔挙手する者あり〕

○副議長（大橋三男君） 田中議員。

○九番（田中敏弘君） 投票による選挙で。

○副議長（大橋三男君） ただいま田中議員より、投票により選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。  
議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○副議長（大橋三男君） ただいまの出席議員数は十三名でございます。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第三十二条第二項の規定によりまして、立会人に北倉

義博君、岩永義仁君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（大橋三男君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（大橋三男君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、事務局、投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○副議長（大橋三男君） 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。

一番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○副議長（大橋三男君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（大橋三男君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

北倉義博君、岩永義仁君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（大橋三男君） それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数十三票、有効投票七票、無効投票六票です。

有効投票のうち、私大橋三男が七票でございました。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は二票です。したがって、私大橋三男が議長に当選をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場閉鎖〕

○新議長（大橋三男君） 一言挨拶を申し上げます。

不肖私が議長に当選というようなことで結果が出ました。当然、微力ではございますが、当選をした以上、町のため、また未来の養老町のために尽力をしていきたいというふうに思っております。当然、そのためには、議員の皆様方、また行政の皆様方のお力添えをいただきながら、この重責を全うしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御協力のほどをよろしく申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（大橋三男君） それでは、これより議長の職務に当たらせていただきます。

○議長（大橋三男君） それでは次に、先ほどの議長選挙におきま

して、不肖私が選挙で議長に選ばれ、就任をいたしましたので、副議長が欠員になりました。

お諮りをいたします。

本日の日程の順序を変更して、副議長選挙についてを先議したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定をいたします。

これにより、議案の配付をいたします。

また、本日の日程の順次繰り下げをお願いいたします。

〔追加議案配付〕

○議長（大橋三男君） それでは、追加日程第三、選挙第二号 副

議長選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

副議長選挙につきましては、いかなる方法がよろしいか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 吉田議員。

○六番（吉田太郎君） 投票をお願いします。

○議長（大橋三男君） ただいま吉田議員より、投票により選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大橋三男君） ただいまの出席議員数は十三名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第三十二條第二項の規定により、立会人に長澤龍夫君、三田正敏君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。先ほどの投票と同様、投票は単記無記名でお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大橋三男君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。事務局。

〔投票箱点検〕

○議長（大橋三男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

一番議員 北倉君から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（大橋三男君） 投票漏れはありませんか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（大橋三男君） なしと認め、投票を終わります。

長澤龍夫君、三田正敏君、開票を行いますので開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大橋三男君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数十三票、有効投票十三票、無効投票ゼロでございます。有効投票のうち、長澤龍夫君が七票、三田正敏君が六票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は四票です。したがって、長澤龍夫君が

副議長に当選されました。

議場の出入り口をあけます。

〔議場開鎖〕

○議長（大橋三男君） ただいま副議長に当選をされました長澤龍夫君が議場におられます。会議規則第三十三條第二項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、当選されました長澤龍夫新副議長より御挨拶をお願いいたします。

○新副議長（長澤龍夫君） 失礼いたします。

ただいま投票により副議長に就任することになりました。

私、本場にいろいろ至りませんが、議長を支え、また養老町発展のために全力を尽くして頑張りたいと思いますので、皆さんの御協力をお願いし、初めの挨拶にかえさせていただきます。（拍手）

○議長（大橋三男君） それでは次に、日程第十六、選任第二号

常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、委員会条例第七條第二項の規定により、議会において選任することになっており、同條第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、総務民生委員会委員には、岩永義仁君、私大橋三男、吉田太郎君、野村永一君、松永民夫君、青山貞一君、水谷久美子君、以上の七名を指名いたします。

また、産業建設委員会委員には、北倉義博君、長澤龍夫君、三田正敏君、早崎百合子君、田中敏弘君、林輝見君、以上六名を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名したとおり、各常任委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定をいたしました。

それでは、直ちに各常任委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

総務民生委員会は、四階南委員会室、産業建設委員会は、四階北委員会室にてお願いをいたします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は後でお知らせいたします。

（午後一時十七分 休憩）

（午後一時五十分 再開）

○議長（大橋三男君） 休憩を解き、再開をいたします。

休憩中に各常任委員会が開催をされました。その結果について委員長に報告を求めます。

初めに、総務民生委員会委員長 青山貞一君。

○総務民生委員長（青山貞一君） ただいま休憩中に、委員出席のもと、総務民生委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私青山貞一が、副委員長には吉田太郎委員が、私は投票により、吉田委員は推薦により選任をされました。

私も養老町議員立法で孝子条例という立派な条例ができております。また、旧養老女子高の跡地利用も着地点が目前に迫っております。そしてまた近々、全国的な問題であります人口減少、

少子化と、総務委員会は大変問題がめじろ押しでございますが、精いっぱい皆さん方と一緒に努力して、住みよい町を目指していきたいと、こんなふうな思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたしまして、総務民生委員会の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（大橋三男君） 次に、産業建設委員会委員長 北倉義博君。

○産業建設委員長（北倉義博君） ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに産業建設委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私北倉義博が投票により、副委員長には林輝見委員が指名推選により選任されました。

このたび委員長の重責を仰せつかり、大変微力ではございますが、委員皆様の御協力のもと、安全で快適な住みよいまちづくりや活力ある産業づくり、企業誘致推進のため、また都市生活基盤の強化・充実や道路体系の整備に全力で努力いたす所存でございます。よろしく御指導、御協力のほどをお願い申し上げます。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（大橋三男君） 次に日程第十七、選任第三号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、委員会条例第七条第二項の規定により、議会において選任することとなり、同条第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会運営委員会委員には、五番 三田正敏君、七番 早崎百合子君、九番 田中敏弘君、十一番 林輝見君、十二番 青山貞一君、以上五名を指名をいたします。



お諮りをいたします。

ただいま指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定をいたします。

○議長（大橋三男君） 次に日程第十八、選任第四号 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により、議会において選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会改革特別委員会委員には、二番 岩永義仁君、四番 大橋三男、私でございます。五番 三田正敏君、九番 田中敏弘君、十一番 林輝見君、十二番 青山貞一君、以上六名を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名したとおり、議会改革特別委員会委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に日程第十九、選任第五号 議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

〔「異議なし」の声あり〕

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により、議会において選任することになっております。同条第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会だより編集特別委員会委員には、一番 北倉義博君、三番 長澤龍夫君、六番 吉田太郎君、七番 早崎百合子君、十番 松永民夫君、以上五名を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名したとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会は、ただいまの指名のとおり選任することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に日程第二十、選任第六号 養老鉄道存続特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により、議会において選任することになっております。同条第四項の規定では、議長が

会議に諮って指名することということでございますので、したがって養老鉄道存続特別委員会委員には、北倉義博君、岩永義仁君、長澤龍夫君、私大橋三男、三田正敏君、吉田太郎君、早崎百合子君、田中敏弘君、松永民夫君、林輝見君、青山貞一君、水谷久美子君、以上十二名を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名したとおり、養老鉄道存続特別委員会委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、養老鉄道存続特別委員会の委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定をいたしました。

それでは、直ちに議会運営委員会及び各特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は後でお知らせいたします。

（午後一時五十八分 休憩）

（午後二時四十五分 再開）

○議長（大橋三男君） 休憩を解き、再開をいたします。

休憩中に、議会運営委員会並びに各特別委員会が開催をされました。その結果について委員長の報告を求めます。

初めに、議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長（早崎百合子君） ただいまの休憩中に、委員出席のもとに議会運営委員会を開会しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私早崎百合子が投票により、副委員長には三田正敏委員が指名推選により選任されました。

私は、みずから浅学非才を省みて、責任の重さを痛感しておりますが、皆様の御協力をいただきながら、議会の円滑な運営に鋭意努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほど、お願いを申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） それでは次に、議会改革特別委員会委員長 岩永義仁君。

○議会改革特別委員長（岩永義仁君） 報告します。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに議会改革特別委員

会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私岩永義仁が投票により、副委員長には田中敏弘委員が指名推選により選任されました。

議会が町の二元代表制の一翼として政策立案や政策提言を積極的にに行い、また町民の皆様の負託に応え得る、町民により身近な議会としての役割を果たしていくため、議会のあるべき姿について、さらに調査・研究を行うなど鋭意努力する所存でございます。よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

以上、議会改革特別委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） それでは次に、議会だより編集特別委員会委員長 松永民夫君。

○議会だより編集特別委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。議会だより編集特別委員会の報告をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもと、議会だより編集特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には私松永民夫が投票により、副委員長には吉田太郎委員が指名推選により選任されました。

今後、委員各位の協力を得ながら、町民の皆様に議会がより身近で親しまれるよう、町民目線に立ったわかりやすく読みやすい紙面づくりに努力いたす所存でございます。御指導のほど、よろしくお願いを申し上げます。

以上、議会だより編集特別委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） それでは次に、養老鉄道存続特別委員会委員長 水谷久美子君。

○養老鉄道存続特別委員長（水谷久美子君） 養老鉄道存続特別委

員会の報告をいたします。

ただいまの休憩中に、全委員出席のもとに養老鉄道存続特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私水谷久美子が指名推選により、副委員長には松永民夫委員が指名推選により選任されました。

本町にとってなくてはならない養老鉄道を末永く後世に残していくため、本年一月より、沿線市町の費用負担のもと設立された養老線管理機構が、御承知のとおり、第三種鉄道事業者としてスタートいたしました。今後は、養老線交通圏地域公共交通網形成計画の進捗状況を注視しながら、養老鉄道のさらなる活性化という目標に向けて、県や沿線市町の議会とも連携を図りながら、鋭意努力していききたいと存じます。御指導、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

以上、養老鉄道存続特別委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） これでご各委員長の報告が終わりました。

○議長（大橋三男君） 続きまして日程第二十一、同意第六号 監

査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第一百七十七条の規定により、十一番 林輝見君の退場を求めます。

〔十一番 林輝見君 退場〕

○議長（大橋三男君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第六号 監査委員の選任同意についての説明をさせていただきます。

地方自治法第九十六条第一項の規定により、住所、養老郡養老町下笠八百七十九番地、氏名、林輝見氏を監査委員として選任するための同意を求めるものでございます。

以上で同意第六号 監査委員の選任同意についての説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

林輝見君、入場。

〔十一番 林輝見君 入場〕

○議長（大橋三男君） それでは、お諮りをいたします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よつて、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成三十年五月十六日

○議長（大橋三男君） これで本日の日程は全て終了いたしました。  
会議を閉じます。

平成三十年第一回養老町議会臨時会をこれにて閉会をいたしま  
す。長時間御苦労さまでした。

（閉会時間 午後二時五十五分）

議長	青	山	貞	一
新議長	大	橋	三	男
副議長	大	橋	三	男
議員	岩	永	義	仁
議員	長	澤	龍	夫